



# 筑紫駅西口区画整理 たより\_第100号



筑紫野市建設部都市計画課 〒 818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 ☎ (092) 923-1111 代表・FAX (092) 923-7979

## 「換地処分の公告」日が決まりました

「換地処分の公告」日は、**令和6年5月17日(金)**です。

前号にて5月中旬頃とお知らせしていた「換地処分の公告」日が決まりましたので、翌日の5月18日(土)から事業区域内の住民の皆さまの住所が変更になります。20日(月)以降に住所変更などに必要な書類を発送しますので、お手元に届きましたら、必要に応じて住所変更の手続きを始めてください。

なお、市役所が行う住所更新作業に伴い、**令和6年5月17日(金)17時から令和6年5月20日(月)6時30分までの間、住民票などのコンビニ交付サービスがご利用できませんのでご注意ください。**

### 今後送付する資料

発送日	資料名	対象者	内容
5/20日～	住所変更通知や証明書など	住民登録がある世帯の世帯主	新しい住所をお知らせするものです。この通知や証明書が届いた後に、住所変更手続きを始めてください。
5月下旬	建物所在変更通知	建物の所有者	建物の新しい所在地をお知らせするものです。未登記の建物は記載されていません。
6月下旬～7月上旬	清算金決定通知	土地の所有者等	確定した清算金の額をお知らせするものです。一括払い用の納付書や分割払いの案内を同封しています。

### 住所変更に関する相談窓口を開設します

「換地処分の公告」に伴う住所変更手続きに関する相談窓口を下表の日程で開設します。住所変更手続きについて疑問や質問などがある方は、ぜひこの機会をご利用ください。

**なお、相談窓口で住所変更の手続きを行ったり、届出を受理することはできませんので、あらかじめご了承ください。また、「住所変更等手続きの手引き」をお持ちの方は当日ご持参ください。**

会場	筑紫コミュニティセンター2階視聴覚室	
日時	5月24日(金曜日)	9時～13時
	5月26日(日曜日)	9時～13時
	5月30日(木曜日)	13時～17時
	6月1日(土曜日)	13時～17時



## 清算金の受け取りや納付の方法

6月下旬に「清算金決定通知」にて清算金の額をお知らせしますが、その後の清算金の受け取りや支払いは次のようになります。

### 清算金を受け取る（交付される）場合

今回の「清算金決定通知」とは別に、8月下旬以降に「交付請求書」をお届けしますので、到着後、振込先の金融機関・名義人・口座番号等を記入の上、返送してください。その後、10月中旬以降に振込を行います。

### 清算金を納付する（徴収される）場合

清算金を納付する（徴収される）場合は、一括で納付する場合と分割で納付する場合に分かれます。ただし、分割で納付するためには、事前に市へ分割納付を申請し、分割回数や納期ごとの納付金額を決める必要があります。なお、清算金の金額によっては、分割納付を受け付けられないことがあります。

清算金の金額が2万円以上の場合は分割納付の案内を同封しますので、分割納付を希望される場合は早めにご相談ください。なお、分割納付の場合は、半年ごとの納付になります。  
また、一括での納付・分割での納付のいずれも、コンビニでの納付やスマホ決済での納付はできません。お手数料をおかけしますが、納付書を指定された金融機関の窓口へ持参してお支払いください。

## 道路で遊ぶと非常に危険です！



事業区域内は全ての道路が開通し、家々が建ち並んだことで、人や自転車、車の往来が増えて活気が生まれています。

一方で、路上で遊んでいる子どもや急に飛び出てきた子どもに「ハッとした」という声も聞こえてきます。

道路への飛び出しや路上での遊びは、思わぬ事故につながる恐れがあります。小さなお子様がいらっしゃるご家庭におかれましてはぜひ、お子様の安全のために、ご家庭内でお声かけをさせていただきますようお願いいたします。

## 草刈りでお困りではありませんか？

### ご自身での草刈り作業が難しいときは・・・

遠方にお住まいの人やご自身での作業が難しい場合は、シルバー人材センターや造園業者に草刈り作業を依頼することができます。

定期的な草刈りを行い、快適で住みやすいまちづくりにご協力いただきますようお願いいたします。

◆ 筑紫野市シルバー人材センター ☎ (092)919-7755 筑紫野市岡田3丁目11-1

◆ 筑紫野市造園協会の（会長：柴田造園） ☎ (092)926-0172 筑紫野市大字筑紫184-6

